

吉井川水系自然再生計画検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「吉井川水系自然再生計画検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、吉井川水系(大臣管理区間)を対象として、河川整備計画に位置づけられた自然環境の整備目標や保全等の実現を図るため、自然再生事業等の実施に必要な自然再生計画の作成にあたり、有識者・地元関係者・行政機関等が情報共有し、課題や対応策について意見を聴く場とする。

(組織等)

第3条 検討会の委員は、岡山河川事務所長が委嘱する。

2 検討会は、別表で掲げる委員で構成する。

3 検討会には会長を置くこととし、会長は委員の互選によってこれを定める。

4 会長は検討会を代表し、検討会の円滑な運営と進行を総括する。

5 会長は検討会の秩序維持の為に必要な措置を事務局に命ずることができる。

6 会長に事故がある時は、検討会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(検討会の招集)

第4条 検討会は、岡山河川事務所長の要請を受け、会長が招集する。

2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。

3 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 公開方法については別途定める。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所流域治水課に置く。

2 事務局は、検討会運営に係る庶務を処理する。

3 事務局は、第3条5項に基づく会長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、検討会で定める。

附則 この規約は令和7年7月22日から施行する。

〈別表〉

「吉井川水系自然再生計画検討会」委員名簿

〈 委 員 〉

| 氏 名 | 所 属 | 備考 |
|-----------------------|--------------------------|----|
| 小林 一郎 (こばやし いちろう) | 瀬戸アユモドキを守る会 会長 | |
| 小林 靖英 (こばやし やすひで) | 環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課 課長 | |
| 高原 將暢 (たかはら まさのぶ) | 吉井川南部漁業協同組合 組合長 | |
| 友延 栄一 (ともものぶ えいいち) | 岡山市 環境局 環境部 環境保全課 課長補佐 | |
| 中嶋 佳貴 (なかしま よしたか) | 岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 准教授 | |
| 中田 和義 (なかた かずよし) | 岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授 | |
| 波田 善夫 (はだ よしお) | 岡山理科大学 名誉教授 | |
| 藤井 晋一 (ふじい しんいち) | 岡山県 土木部 河川課 課長 | |
| 前野 詩朗 (まえの しろう) | 岡山大学 名誉教授 | 会長 |
| 丸山 健司 (まるやま けんじ) | 日本野鳥の会 岡山県支部 支部長 | |

(敬称略 五十音順)